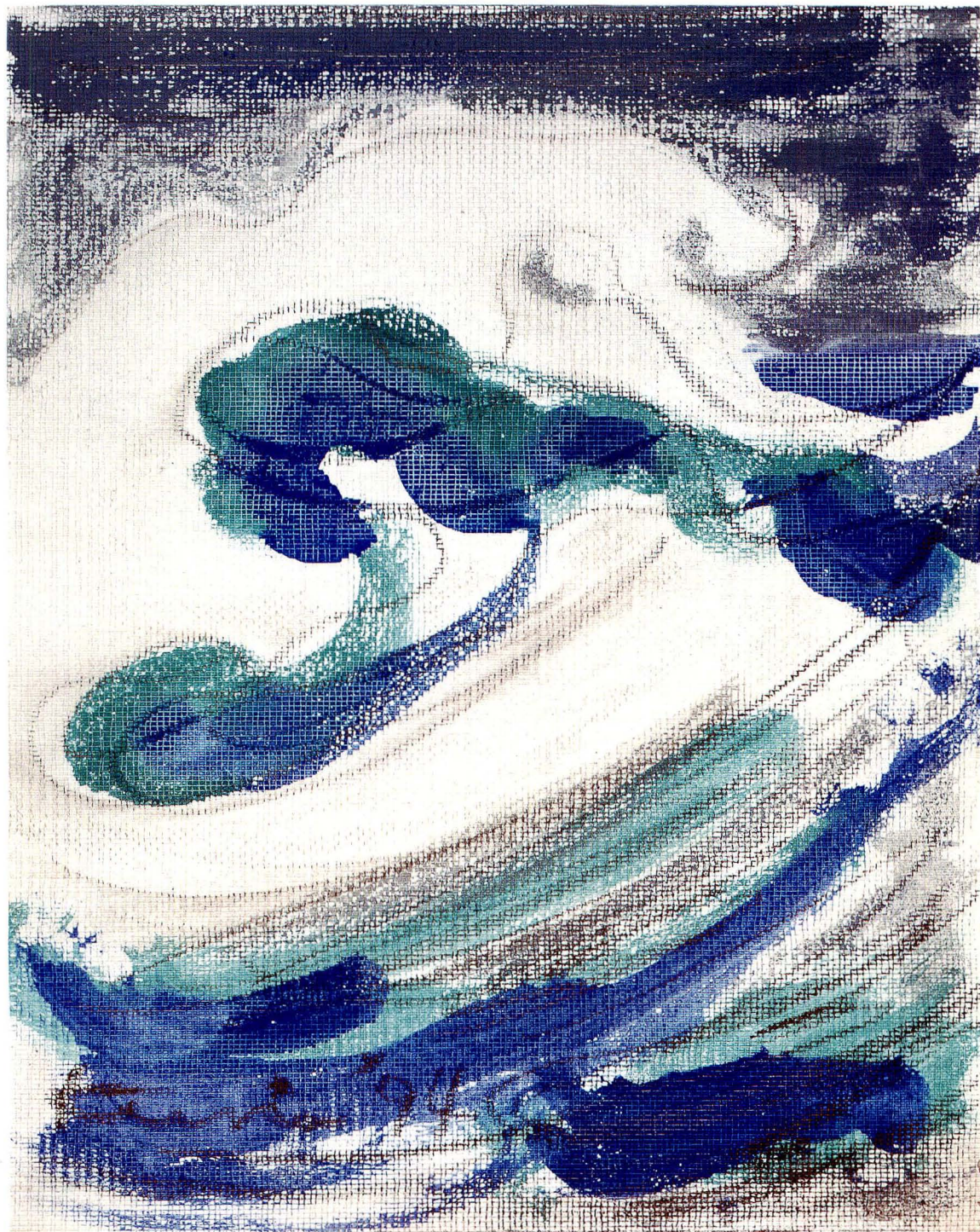


社団法人 町田法人会報



49年目の海 三橋 國民 氏 画



ご 挨拶

社団法人町田法人会 会長 石 井 儀 一

炎熱酷暑の毎日ではございますが、会員の皆様には益々ご健勝でご事業にご精励なされておることと拝察申し上げます。

日頃は町田法人会の運営には役員はもとよりの事、会員の皆様には格別のご支援ご協力を賜わり心よりお礼を申し上げます。

さて去る5月27日ラポール千寿閣において、(社)町田法人会第14回通常総会を開催致しましたところ、町田税務署松田署長様、浜田東京税理士会町田支部長様を始め多数のご来賓ご臨席の下、厳正なうちに提出議案の全部を原案通り可決承認され無事総会を終了する事ができました。皆様のご協力に厚くお礼を申し上げます。

この度は総会に先立ち税制セミナー「平成6年度改正税法のすべて」と題し、主として特別減税に付いて、町田税務署法人課税第二部門藤田統括官殿及び根本指導上席殿より細部に涉って説明が行われました。減税実施直前の説明会でございましたので総会を兼ね多数の会員様のご出席を頂く事が出来、多くの方より時機を得た企画と高い評価を頂きました。関係係官殿に厚くお礼を申し上げます。

さて7月は国税局恒例の人事異動の月でございます。町田税務署におきましては2年に互りご指導を頂きました松田署長様が7月10日付をもってご勇退されることになりました。また法人担当長谷川副署長様は新宿税務署の副署長としてご栄転される事になりました。更に当会運営に親身も及ばぬご指導を頂いた法人課税第一部門上野統括官殿が、四谷税務署法人課税第一部門の統括官としてご栄転に

なりました。景気低迷而も激変する社会情勢の中に於て、当会の運営に適切なるご指導を頂き会の発展に大きく貢献されましたこと、誌上を借りて厚くお礼を申し上げます。

さて新しくご着任されました守屋署長様他幹部の方々を「異動のお知らせ」(12ページ参照)の通りお迎え致しました。今後共町田法人会発展のために限りないご指導を賜ります様心よりお願い申し上げます。

さて当会の青年部会が恒例となっております公開講演会を、婦人部会と手を携えて去る7月15日ホテルザ・エルシィで開催致しました。「世界を見る、地方を変える」と題し、遠路出雲市長岩國哲人先生をお迎えしての講演会でございました。部会での長期に亘っての計画と役員の方々の努力並びに岩國出雲市長の名声と相俟って、嘗て無い700名を越える参加者を頂き大盛況に講演会を終了することができました。岩國市長さんの実績に基いた自信のある卓越した話術は聴衆を魅了し、時にはユーモアを交えたお話は、笑いもあり又感動もあり涙をさそう様な一幕もあって素晴らしい講演会でございました。

公私共ご多忙の中を遠路町田迄お越し頂きご熱演を賜わり誠にありがとうございました。誌上を借り厚くお礼を申し上げますと共に、今後市長様のご健闘を心よりお祈りいたします。

終りになりましたが会員皆様のご事業のご発展とこの暑さにも負けぬご健康を祈念しご挨拶とさせていただきます。



ご 挨拶

町田税務署長 守屋 隆 喜

残暑の候、社団法人町田法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、松田前署長の後任として東京国税局税務相談室から参りました守屋でございます。前任署長同様ご厚誼を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

町田法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町田法人会は、昭和25年の創設以来健全な納税者団体として幅広い事業活動を積極的に推進し、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされてまいりました。

さらに、昭和55年に貴会が社団化を達成されてからも公益法人として事業の充実を一層進めるなど組織の拡大強化に努められ、今日では4,300社を越える会員を有する極めて組織率の高い法人会に発展されました。これもひとえに石井会長さんをはじめ役員・会員の皆様方のご熱意と日頃の献身的なご尽力の賜であり、私どもといたしましても大変心強く感じるとともに心より敬意を表する次第でござ

います。

さて、最近のわが国の財政・経済情勢は、所得税の特別減税の財源問題や円高・リストラ・国内産業の空洞化など大変厳しい状況にあるといえます。このような状況において、納税者の税制から執行に至るまでの税に対する関心は、一段と高まりを見せております。

私ども税務行政に携わる者といたしましては、この現状を十分に認識し、信頼される税務行政の確立並びに適正公平な課税、確実な納税の実現に向け、なお一層の努力を続ける所存であります。

しかしながら、円滑な税務行政の推進は、私どもの努力のみで達成することは困難であり、法人会をはじめ関係民間団体の皆様方のご理解とご協力を仰がなければなりません。

どうか、皆様方におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、社団法人町田法人会のますますのご発展並びに会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

目 次

| | |
|--------------|----|
| ご挨拶 石井会長 | 2 |
| ご挨拶 守屋署長 | 2 |
| 第14回通常総会報告 | 4 |
| 法人税問答シリーズ | 10 |
| 町田税務署異動のお知らせ | 12 |
| 地区会活動報告 | 13 |
| 部会だより | 15 |

| | |
|-----------------|----|
| 委員会よりお知らせ | 18 |
| 平成6年度税制改正 | 22 |
| 「相続税の特例物納」創設される | 22 |
| 短歌・俳句欄 | 24 |
| 事務局だより | 25 |

社団法人町田法人会

第14回通常総会開く

平成6年5月27日午後3時、ラポール千寿閣において、第14回通常総会が開催された。

本年は、特別減税を中心とする税制改正が行なわれたのをうけて、

第1部 税制セミナー

「平成6年度改正税法のすべて」

講師は、町田税務署の法人課税部門から、藤田統括官と根本上席指導官のお二方をお願いして、時宜を得た講話をしていただいた。

第2部 通常総会

伊田理事が、第1部にひきつづき司会を務めた。会員数4,306社、出席2,317社（うち委任状2,145社）よって本会が成立する旨の報告がなされた。

萩生田副会長の開会のことば、石井会長が挨拶の後、定めにより議長席に着く。議事録署名人に平本、八木(正)両理事を選任。議事に入り、

第1号議案 平成5年度事業報告承認の件

第2号議案 平成5年度収支決算報告並びに監査報告承認の件



満席の会場は、熱気につつまれた



「企業と社会の健全な発展に貢献を…」石井会長挨拶

を一括上程、第1号議案を小川理事が報告、第2号議案を尾辻理事が決算報告、岩沢理事が監査報告して、それぞれ承認。

第3号議案 平成6年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成6年度収支予算(案)承認の件

を一括上程。第3号議案を小川理事、第2号議案を尾辻理事がそれぞれ提案し承認された。

議事終了後、平成5年度会員増強功労者に対する表彰にうつり、82名の受彰者(別掲)



「大規模の減税です。」講師の藤田統括官

ご臨席
いただいた
来賓の方



を代表して鶴間地区副会長井上盛行氏が、表彰状及び記念品を受けとった。

ご来賓代表のご祝辞は、松田税務署長から小風都税事務所長、商工会議所石井副会頭、

東京税理士会浜田支部長とつづいて、次は、「経営者大型総合保障制度」の普及拡大に功績のあった当会に対して、大同生命保険相互会社及びA I U保険会社から推進協力金が贈られた。

岩波副会長のことばで、めでたく閉会した。

第3部 懇親会

盛大に開会。三橋理事の司会で、石井会長挨拶。来賓として市の森収入役ご挨拶、つづいて長谷川副署長の音頭で乾杯。にぎやかに和気あいあいの中に、時を過ごして、八木下監事の中メ、そして、森野地区会の相馬氏の閉会のことばで、新年度の活動を誓いながら、お開きとなった。



◀功労者表彰 代表は(株)ケーユーの井上氏

平成5年度

会員増強功労者表彰者名簿

(敬称略)

| | | | | | |
|------|--------|-------|--------------|---------|-------|
| 株式会社 | マツヤマ | 松山在九 | 株式会社 | 塚田塚田 | 茂 |
| 株式会社 | 中野屋 | 杉浦信男 | 有限会社 | 隆商尾崎 | 隆司 |
| 有限会社 | 勝一 | 諸星健 | 株式会社 | 三和小山 | 克巳 |
| 有限会社 | 杉本屋酒店 | 高橋一行 | 株式会社 | 家具の大正堂 | 渋谷栄二 |
| 清水屋製 | パン有限会社 | 栗原秀夫 | 有限会社 | 電友社 | 栢沼貞雄 |
| 株式会社 | 二見屋金物店 | 相田修治 | 有限会社 | クラウン興業 | 木口正 |
| 有限会社 | 丸孝家具店 | 八木下恒昭 | 株式会社 | 堤ビル | 堤敏子 |
| 合名会社 | 平野屋金物店 | 平本勝哉 | 株式会社 | 三ノ輪建設 | 三ノ輪利郎 |
| 有限会社 | かどや呉服店 | 山口博 | 日榮プランニング株式会社 | 島村勝保 | 保 |
| 株式会社 | マルカワ | 小川量司 | 株式会社 | オンワード縫製 | 内山龍雄 |

| | | | |
|----------------------|---------|----------------|-----------|
| 株式会社 田中食器厨房 | 田 中 利 明 | 株式会社 カ ザ マ | 風 間 克 己 |
| 有限会社 旭クリーニング | 荒 井 武 | 日本電話設備 株式会社 | 山 田 俊 成 |
| 株式会社 昌 電 舎 | 佐 瀬 三 郎 | 近代建設 株式会社 | 半 沢 忠 七 |
| 有限会社 関 建 築 設 計 | 関 良 忠 | 城南信用金庫すずかけ台支店 | 立 島 昇 |
| 有限会社 南秀工務店 | 小 林 鉄 男 | 有限会社 種子田電気商会 | 種子田 正 和 |
| 株式会社 タ カ オ | 高 尾 二 芳 | 株式会社 燦 | 東 田 好 春 |
| 有限会社 アローエンタープライズ | 矢 沢 武 | 牧 田 商 事 株式会社 | 牧 田 初 次 |
| 有限会社 露 木 商 店 | 露 木 実 | 医療法人・社団芙蓉会芙蓉病院 | 四ヶ所 守 |
| 株式会社 丸 工 務 店 | 松 浦 正 行 | 有限会社 町田グリーンゴルフ | 久保田 忠 司 |
| 岩 波 建 設 株式会社 | 岩 波 弘 介 | 株式会社オートラマケユー | 井 上 盛 行 |
| 有限会社 アサヒ商工 | 仁 科 純 雄 | 富 士 興 産 株式会社 | 宮 本 治 |
| 有限会社 林 商 店 | 林 昭 平 | 有限会社 都 板 金 | 今 泉 廣 次 |
| 八 弘 商 事 株式会社 | 八 木 正 雄 | 愛 洋 商 事 株式会社 | 石 川 洋 一 郎 |
| 有限会社 しんざかや | 木目田 元 | 萩 生 田 産 業 株式会社 | 萩 生 田 博 |
| ワタヤ商事 株式会社 | 加 藤 史 朗 | 神 蔵 興 業 有限会社 | 神 蔵 玉 江 |
| 有限会社 サンシティ | 木目田 市 郎 | 株式会社 総 合 図 書 | 藤 田 義 徳 |
| 株式会社 きめたハウジング | 木目田 征 | 有限会社 シ マ ノ | 島 野 榮 |
| 有限会社 フ ナ キ | 舟 木 義 英 | 有限会社 大 楯 工 務 店 | 大 楯 俊 一 |
| 有限会社 コンピュータ・システムデザイン | 吉 田 潤 | トキナー建設工業 株式会社 | 川 口 澄 雄 |
| 株式会社 松 見 商 事 | 松 見 法 広 | 有限会社 村 野 製 作 所 | 村 野 豊 明 |
| 株式会社 きめた設備工業 | 木目田 貢 | 有限会社 豊 和 興 業 | 内 田 芳 伸 |
| 株式会社 三 石 興 産 | 三 石 四三男 | 有限会社 須 崎 米 穀 店 | 須 崎 一 男 |
| 株式会社 中里ハウジング | 中 里 猪 一 | 有限会社 煎 茶 屋 | 村 松 稠 敏 |
| 株式会社 千 葉 電 設 | 千 葉 平 八 | トキワ美術印刷 有限会社 | 菅 野 昌 行 |
| 有限会社 クローバー | 伊 田 卓 巳 | 有限会社 東 海 空 調 | 本 里 正 吾 |
| 株式会社 オリエントハウス | 松 田 弘 | 株式会社 ボイジャーワールド | 綿 貫 攻 |
| | | 株式会社 朝見工務店 | 朝 見 茂 久 |
| | | 株式会社 マ イ ネ | 峯 句 似 子 |
| | | 有限会社 相 原 化 工 | 峯 田 時 司 |
| | | 有限会社 青 木 商 店 | 青 木 照 夫 |
| | | 有限会社 増 田 建 築 | 増 田 和 秋 |
| | | 有限会社 杉 山 商 店 | 杉 山 英 夫 |
| | | 有限会社 中 島 酒 店 | 中 島 国 男 |
| | | 株式会社 朝 日 電 工 | 富 田 佐 二 郎 |
| | | 有限会社 鈴 木 造 花 店 | 鈴 木 賢 一 |
| | | 有限会社 寿 司 正 | 佐 藤 省 三 |

訃 報

理事・原町田第1地区会長 松山在九様

研修委員 相田修治様

原町田第1地区会役員

には、過日逝去されました。

ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

平成5年度 収 支 計 算 書

自 平成5年4月1日 至 平成6年3月31日

(単位: 円)

| 科 目 | 平成5年度 予 算 額 | 決 算 額 | 差 額 | 摘 要 |
|-----------------------------|----------------|------------|-------------|------------------------|
| I 収入の部 | | | | |
| 1 基本財産運用収入 | 250,000 | 170,000 | 80,000 | 基本財産定期預金利息 |
| 2 会 費 収 入 | 35,296,800 | 35,806,400 | △ 509,600 | 期末会員数 4,304社 |
| 3 特別会費収入 | 3,300,000 | 3,583,000 | △ 283,000 | 役員セミナー及び新春の集い等の会費収入 |
| 4 事業収入 | 600,000 | 1,935,000 | △ 1,335,000 | |
| (1) 研修会収入 | 400,000 | 1,735,000 | △ 1,335,000 | 簿記講習会、ワープロ・パソコン教室の会費収入 |
| (2) 会報掲載広告収入 | 200,000 | 200,000 | 0 | 町田法人会報掲載広告収入 |
| 5 補助金収入 | 12,746,975 | 13,053,240 | △ 306,265 | 東法連より各種補助金収入 |
| 6 簡易保険収入 | 550,000 | 517,461 | 32,539 | 簡易保険受取手数料 |
| 7 雑収入 | 1,700,000 | 2,118,712 | △ 418,712 | |
| (1) 受 取 利 息 | 700,000 | 661,412 | 38,588 | 普通・定期預金、郵便貯金の受取利息 |
| (2) 雑 収 入 | 600,000 | 960,300 | △ 360,300 | その他の雑収入 |
| (3) 大型保障推進協力金 | 400,000 | 497,000 | △ 97,000 | 大型保障制度20%達成キャンペーン推進報奨金 |
| 8 特定預金取崩収入 | 1,500,000 | 0 | 1,500,000 | |
| 当期収入合計(A) | 55,943,775 | 57,183,813 | △ 1,240,038 | |
| 前期繰越収支差額 | 10,507,074 | 10,507,074 | 0 | |
| 収 入 合 計 (B) | 66,450,849 | 67,690,887 | △ 1,240,038 | |
| II 支出の部 | | | | |
| 1 事業費 | 34,960,000 | 29,867,080 | 5,092,920 | |
| (1) 催 事 費 | 1,200,000 | 2,011,216 | △ 811,216 | 新春の集い、新入会員懇談会等の諸費用 |
| (2) 研 修 会 費 | 8,000,000 | 6,861,493 | 1,138,507 | 公開講演会、役員セミナー等各種研修会諸費用 |
| (3) 広 報 費 | 600,000 | 494,623 | 105,377 | 広告、その他広報活動費 |
| (4) 会 報 発 行 費 | 3,800,000 | 3,000,617 | 799,383 | 町田法人会報及びニュースの発行費 |
| (5) 会 員 名 簿 発 行 費 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | |
| (6) 連 合 会 報 費 | 960,000 | 990,860 | △ 30,860 | 配布用「ほうじん」購入費 |
| (7) 発 送 費 | 4,700,000 | 4,819,891 | △ 119,891 | 町田法人会報及びニュース等発送諸費用 |
| (8) 会 員 増 強 推 進 費 | 2,500,000 | 1,298,834 | 1,201,166 | 会員増強運動及び月間中諸費用 |
| (9) 地 区、支 部 運 営 費 | 6,500,000 | 6,700,153 | △ 200,153 | 地区会運営活動費 |
| 00 部 会 運 営 費 | 2,000,000 | 2,158,934 | △ 158,934 | 源泉部会、青年部会、婦人部会運営活動費 |
| 01 連 合 運 営 費 | 600,000 | 513,987 | 86,013 | 東法連等会費及び会議費等 |
| 02 研 究 懇 談 会 費 | 500,000 | 604,468 | △ 104,468 | 税のしるべ購入費、各種懇談会諸費用 |
| 03 渉 外 費 | 300,000 | 269,744 | 30,256 | 関係団体、対外的慶弔 |
| 04 慶 弔 費 | 300,000 | 142,260 | 157,740 | 会員慶弔 |
| 2 会 議 費 | 2,900,000 | 2,356,266 | 543,734 | |
| (1) 総 会 費 | 1,700,000 | 1,786,575 | △ 86,575 | 通常総会費用 |
| (2) 役 員 会 費 | 500,000 | 194,664 | 305,336 | 理事会、正副会長会議等諸費用 |
| (3) 委 員 会 費 | 500,000 | 181,019 | 318,981 | 委員会等諸費用 |
| (4) 共 済 制 度 連 絡 協 助 費 | 200,000 | 194,008 | 5,992 | 共済制度連絡協議会諸費用 |
| 3 管 理 費 | 19,650,000 | 19,591,951 | 58,049 | |
| (1) 給 料 手 当 費 | 12,800,000 | 13,054,584 | △ 254,584 | 職員の給与手当、賞与 |
| (2) 福 利 厚 生 費 | 650,000 | 790,116 | △ 140,116 | 社会保険料、厚生関係諸費用 |
| (3) 旅 費 交 通 費 | 300,000 | 329,124 | △ 29,124 | 役員出張旅費 |
| (4) 通 信 費 | 500,000 | 569,877 | △ 69,877 | 通信諸費用 |
| (5) 消 耗 什 器 備 品 費 | 1,200,000 | 1,054,859 | 145,141 | 備品保守、リース、トータルサービス料等 |
| (6) 消 耗 品 費 | 900,000 | 1,313,645 | △ 413,645 | 事務消耗品及び封筒等の印刷物 |
| (7) 修 繕 費 | 700,000 | 0 | 700,000 | 事務所修繕諸費用 |
| (8) 水 道 光 熱 費 | 300,000 | 229,046 | 70,954 | 事務所水道光熱費 |
| (9) 家 賃 費 | 1,032,000 | 1,032,000 | 0 | 事務所家賃 |
| 00 支 払 手 数 料 費 | 1,000,000 | 838,791 | 161,209 | 三井ファイナンス支払手数料等 |
| 01 図 租 費 | 200,000 | 108,209 | 91,791 | 税務関係書籍等の購入費用 |
| 02 公 課 費 | 50,000 | 271,700 | △ 221,700 | 法人税等 |
| 03 雑 費 | 18,000 | 0 | 18,000 | |
| 支 出 の 部 小 計 | 57,510,000 | 51,815,297 | 5,694,703 | |
| 4 固定資産取得支出 | 200,000 | 190,859 | 9,141 | NEC文豪ミニ5の購入 |
| 5 特定預金支出 | 4,500,000 | 4,500,000 | 0 | |
| (1) 会 館 積 立 預 金 支 出 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | 横浜銀行 定期預金 |
| (2) 退 職 給 与 積 立 預 金 支 出 | 500,000 | 500,000 | 0 | さくら銀行 定期預金 |
| (3) 名 簿 発 刊 準 備 積 立 預 金 支 出 | 700,000 | 700,000 | 0 | さくら銀行 定期預金 |
| (4) OA機導入積立預金支出 | 300,000 | 300,000 | 0 | 八千代銀行 定期預金 |
| (5) 記念事業準備積立預金支出 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | 三菱銀行 定期預金 |
| (6) 広告塔設置積立預金支出 | 500,000 | 500,000 | 0 | さくら銀行 定期預金 |
| 6 予 備 費 | 4,240,849 | 0 | 4,240,849 | |
| 当期支出合計(C) | 66,450,849 | 56,506,156 | 9,944,693 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △10,507,074 | 677,657 | △11,184,731 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 11,184,731 | △11,184,731 | |

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

平成6年4月22日

監 事 岩 澤 正 義 ㊟

監 事 八 木 下 正 男 ㊟

平成5年度収益事業収支計算書

自 平成5年4月1日 至 平成6年3月31日

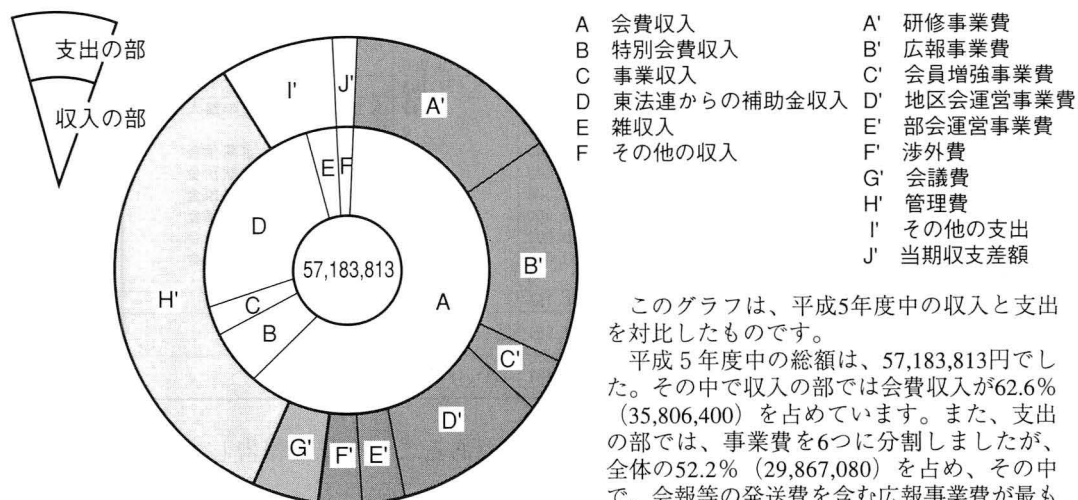
1. 収入の部

| | |
|-----------------|-----------|
| (1) 簡易保険収入 | 517,461 |
| (2) がん保険収入 | 213,725 |
| (3) 共済制度推進補助金収入 | 7,809,500 |
| (4) 特退共補助金収入 | 666,075 |
| (5) 大型保障推進協力金収入 | 497,000 |
| (6) 雑収入 | 120,854 |
| 収支合計 | 9,824,615 |

2. 支出の部

| | |
|----------|-----------|
| (1) 事業費 | 5,508,271 |
| (2) 会議費 | 565,500 |
| (3) 管理費 | 3,372,566 |
| 支出合計 | 9,446,337 |
| 当期純利益 | 378,278 |
| 税引前未処分利益 | 378,278 |

平成5年度 収支計算書のグラフ



このグラフは、平成5年度中の収入と支出を対比したものです。

平成5年度中の総額は、57,183,813円でした。その中で収入の部では会費収入が62.6% (35,806,400) を占めています。また、支出の部では、事業費を6つに分割しましたが、全体の52.2% (29,867,080) を占め、その中で、会報等の発送費を含む広報事業費が最も多く支出していることを示しています。

平成6年度 収支予算書

自 平成6年4月1日 至 平成7年3月31日

(単位: 円)

| 科 目 | 平成6年度 予 算 額 | 平成5年度 予 算 額 | 差 額 | 摘 要 |
|------------------|----------------|----------------|-------------|----------------------------|
| I 収支の部 | | | | |
| 1 基本財産運用収入 | 100,000 | 250,000 | △ 150,000 | 基本財産定期預金利息 |
| 2 会 費 収 入 | 36,153,600 | 35,296,800 | 856,800 | 期首会員数4,304社 |
| 3 特別会費収入 | 3,850,000 | 3,300,000 | 550,000 | 役員セミナー、新春の集い等の特別会費収入 |
| 4 事業収入 | 1,775,000 | 600,000 | 1,175,000 | |
| (1) 研修会収入 | 1,575,000 | 400,000 | 1,175,000 | 簿記講習会、ワープロ・パソコン講習会の会費収入 |
| (2) 会報掲載広告収入 | 200,000 | 200,000 | 0 | 町田法人会報掲載広告収入 |
| 5 補助金収入 | 14,189,525 | 12,746,975 | 1,442,550 | 東法連からの補助金収入 |
| 6 簡易保険収入 | 450,000 | 550,000 | △ 100,000 | 郵便簡易保険受取手数料 |
| 7 雑収入 | 1,570,000 | 1,700,000 | △ 130,000 | |
| (1) 受取利息 | 550,000 | 700,000 | △ 150,000 | 普通・定期預金、郵便貯金受取利息 |
| (2) 雑収入 | 600,000 | 600,000 | 0 | その他の雑収入 |
| (3) 大型保障推進協力金 | 420,000 | 400,000 | 20,000 | 大型保障制度「加入率20%達成キャンペーン」報奨金 |
| 8 特定預金取崩収入 | 2,200,000 | 1,500,000 | 700,000 | 会員名簿発行準備積立預金取崩 |
| 当期収入合計(A) | 60,288,125 | 55,943,775 | 4,344,350 | |
| 前期繰越収支差額 | 11,184,731 | 10,507,074 | 677,657 | |
| 収入合計(B) | 71,472,856 | 66,450,849 | 5,022,007 | |
| II 支出の部 | | | | |
| 1 事業費 | 37,050,000 | 34,960,000 | 2,090,000 | |
| (1) 研修会費 | 7,000,000 | 8,000,000 | △ 1,000,000 | 役員セミナー、講演会、研修会等の研修事業の諸費用 |
| (2) 催事費 | 2,400,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 新春の集い、ボウリング大会等の諸費用 |
| (3) 広報費 | 8,500,000 | 600,000 | 7,900,000 | 法人会C1の推進等、広報活動の諸費用 |
| (4) 会報発行費 | 3,850,000 | 3,800,000 | 50,000 | 町田法人会報及び法人会ニュースの発行費 |
| (5) 会員名簿発行費 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | 平成6年度版町田法人会会員名簿の発行諸費用 |
| (6) 連合会会報費 | 1,000,000 | 960,000 | 40,000 | 配布用「ほうじん」購入費 |
| (7) 発送費 | 5,600,000 | 4,700,000 | 900,000 | ほうじん、町田法人会報、法人会ニュース等の発送諸費用 |
| (8) 会員増強推進費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | 会員増強運動及び新設法人説明会等の諸費用 |
| (9) 地区、支部運営費 | 6,700,000 | 6,500,000 | 200,000 | 地区会の運営・活動(事業・会議・管理)諸費用 |
| (10) 部会運営費 | 2,400,000 | 2,000,000 | 400,000 | 源泉部会、青年部会、婦人部会運営活動費 |
| (11) 連合会費 | 600,000 | 600,000 | 0 | 東法連、三法連等の主催事業への参加及び年会費等 |
| (12) 研究懇談会費 | 650,000 | 500,000 | 150,000 | 税のしるべ購入及び各種懇談会諸費用 |
| (13) 渉外費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 関係団体、対外的慶弔諸費用 |
| (14) 慶弔費 | 200,000 | 300,000 | △ 100,000 | 会員慶弔諸費用 |
| 2 会議費 | 3,200,000 | 2,900,000 | 300,000 | |
| (1) 総会費 | 2,000,000 | 1,700,000 | 300,000 | 通常総会に関する諸費用 |
| (2) 役員会費 | 500,000 | 500,000 | 0 | 理事会及び正副会長会、その他役員会に関する諸費用 |
| (3) 委員会費 | 500,000 | 500,000 | 0 | 各委員会に関する諸費用 |
| (4) 共済制度連絡協 | 200,000 | 200,000 | 0 | 共済制度連絡協議会に関する諸費用 |
| 3 管理費 | 21,810,000 | 19,650,000 | 2,160,000 | |
| (1) 給料手当 | 13,750,000 | 12,800,000 | 950,000 | 職員の給与手当、賞与 |
| (2) 福利厚生費 | 1,000,000 | 650,000 | 350,000 | 社会保険料他、福利厚生に関する諸費用 |
| (3) 旅費交通費 | 400,000 | 300,000 | 100,000 | 役員出張旅費 |
| (4) 通信費 | 650,000 | 500,000 | 150,000 | 通信諸費用 |
| (5) 消耗什器備品費 | 1,160,000 | 1,200,000 | △ 40,000 | 備品保守、リース等の諸費用 |
| (6) 消耗品費 | 1,200,000 | 900,000 | 300,000 | 事務消耗品及び印刷物等の諸費用 |
| (7) 修繕費 | 700,000 | 700,000 | 0 | 事務所の修繕等に関する諸費用 |
| (8) 水道光熱費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 事務所水道光熱費 |
| (9) 家賃 | 1,032,000 | 1,032,000 | 0 | 事務所家賃 |
| (10) 支払手数料 | 1,100,000 | 1,000,000 | 100,000 | 三井ファイナンス支払い手数料等 |
| (11) 図書費 | 200,000 | 200,000 | 0 | 税務関係書籍等の購入 |
| (12) 公租公課 | 300,000 | 50,000 | 250,000 | 法人税等 |
| (13) 雑費 | 18,000 | 18,000 | 0 | |
| 支出の部小計 | 62,060,000 | 57,510,000 | 4,550,000 | |
| 4 固定資産取得支出 | 1,500,000 | 200,000 | 1,300,000 | 広告塔設置の諸費用 |
| 5 特定預金支出 | 7,700,000 | 4,500,000 | 3,200,000 | |
| (1) 会館積立引当預金支出 | 5,000,000 | 1,500,000 | 3,500,000 | 会館建設引当金の積立 |
| (2) 退職給与引当預金支出 | 500,000 | 500,000 | 0 | 退職給与引当金の積立 |
| (3) 名簿発行準備引当預金支出 | 500,000 | 700,000 | △ 200,000 | 名簿発行準備引当金の積立 |
| (4) O A機導入引当預金支出 | 200,000 | 300,000 | △ 100,000 | O A機導入引当金の積立 |
| (5) 記念事業準備引当預金支出 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | 記念事業準備引当金の積立 |
| (6) 広告塔設置引当預金支出 | 500,000 | 500,000 | 0 | 広告塔設置準備引当金の積立 |
| 6 予備費 | 212,856 | 4,240,849 | △ 4,027,993 | |
| 当期支出合計(C) | 71,472,856 | 66,450,849 | 5,022,007 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △11,184,731 | △10,507,074 | △ 677,657 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 0 | 0 | |

役員賞与でも損金になる？ 使用人兼務役員ってなあ～に？



社長 先生、前回の説明で役員に支給する賞与は損金にならないと聞いたのですが、取締役の高橋経理部長に支給する賞与はどのようなのですか。

税理士 原則的に、役員に支給する賞与は損金にならないことになっています。しかし、高橋経理部長のように使用人兼務役員に支給する賞与については、使用人たる地位と役員たる地位とを併せて有しているという特殊性に着目して、一定の要件の下に使用人分の賞与を損金の額に算入することが認められます。

社長 そうですか。先生、長男の一郎はうちの会社で取締役総務部長として働いているのですが、一郎に支給する賞与はどうですか。

税理士 社長、当社は同族会社に該当し、一郎君は当社の株式を10%持っていることから、使用人兼務役員になれないので一郎君に支給する賞与はその全額が損金になりません。

社長 そうですか。厳しいですね。

解説

企業において、「取締役経理部長」とか「取締役××支店長」などという肩書が多く用いられています。これらは、取締役会の構成員である取締役としての身分と使用人としての職務である経理部長または××支店長という地位を併せもっていることから、「使用人兼務役員」と呼ばれています。

使用人兼務役員に支給する賞与について、法人税法上は使用人としての地位に基づく部分の賞与と、役員としての部分に対応する賞与を区分して取り扱い、使用人部分の賞与は原則として損金算入が認められます。

法人の役員のうち、一定の条件に該当する者は使用人兼務役員となりますが、その条件とは、次の三要件のすべてに該当する者をいいます。

(1) 社長等特定の役員でないこと

社長等特定の役員とは次に掲げる役員をいいます。

- ① 社長、副社長、理事長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人その他これらの者に準ずる役員
- ② 合名会社および合資会社の業務執行社員
- ③ 監査役および監事
- ④ 同族会社の役員のうち、次のイからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者
イ その役員が次のいずれかの株主グループに属していること

- ④ 第1順位の株主グループの持株割合が50%以上である場合のその株主グループ
 - ⑤ 第1順位と第2順位の株主グループの持株割合を合計してその持株割合がはじめて50%以上となる場合のこれらのグループ
 - ⑥ 第1順位から第3順位までの株主グループの持株割合を合計してその持株割合がはじめて50%以上となる場合のこれらのグループ
 - ロ その役員に属する株主グループの持株割合が10%を超えていること
 - ハ その役員（その配偶者及びこれらの者の持株割合が50%以上である場合の他の会社を含みます）の持株割合が5%を超えていること
- (2) 法人の使用人としての職制上の地位を有していること
部長、課長、支店長、工場長、営業所長、支配人、主任等、法人の機構上定められている職制上の地位を有していることが必要です。
- （注）事業内容が単純で使用人が少数である等の事情により、法人がその使用人について特に機構として職制上の地位を定めていない場合でも、その常時従事している職務が他の使用人の職務内容と同質であれば認められます。
- (3) 常時使用人としての職務に従事していること
使用人として会社業務に従事し、かつ常勤していること。したがって、非常勤役員は使用人兼務役員には該当しないことになります。
- 取締役等で総務担当、経理担当というような場合は、それは重役として会社業務の一つである総務部門または経理部門を担当し、役員としての立場において業務を監督しているものであり使用人としての職制上の地位はなく、使用人兼務役員には該当しません。

アドバイス

- ◎ 平取締役（取締役営業部長）に、単に対外的な取引を円滑に行うために「常務取締役」等の「名刺」を使用することを認めている場合には、営業部長という使用人としての職制上の地位を有し、常時、使用人としての職務に従事している限り、使用人兼務役員に該当します。
- しかしながら、会社の内外を通じて会社を代表していると認められる状況にある場合には、たとえ、代表権を有する者として登記されていなくても、使用人兼務役員以外の役員として取り扱われることがあります。

町田税務署異動のお知らせ

〈 転 入 〉

署 長 守 屋 隆 喜 (国税局税務相談室・副室長)
 副署長(法人担当) 秋 元 保 伸 (国税庁派遣・主任監察官)
 特別国税調査官 北 川 康 夫 (渋谷署・特別国税調査官)
 法人第1統括官 西 本 徹 (麹町署・法人第6統括官)
 法人第3統括官 児 島 俊 明 (国税局・査察部主査)

〈 転 出 〉

松 田 正 博 (退 官)
 長谷川 浩 一 (新宿署・副署長)
 岩 元 正 勝 (大和署・特別国税調査官)
 上 野 藤 吉 (四谷署・法人第1統括官)
 高 橋 文 明 (退 官)



副 署 長
秋 元 保 伸



特別国税調査官
北 川 康 夫



法人課税第1統括官
西 本 徹



法人課税第2統括官
藤 田 和 子



法人課税第3統括官
児 島 俊 明

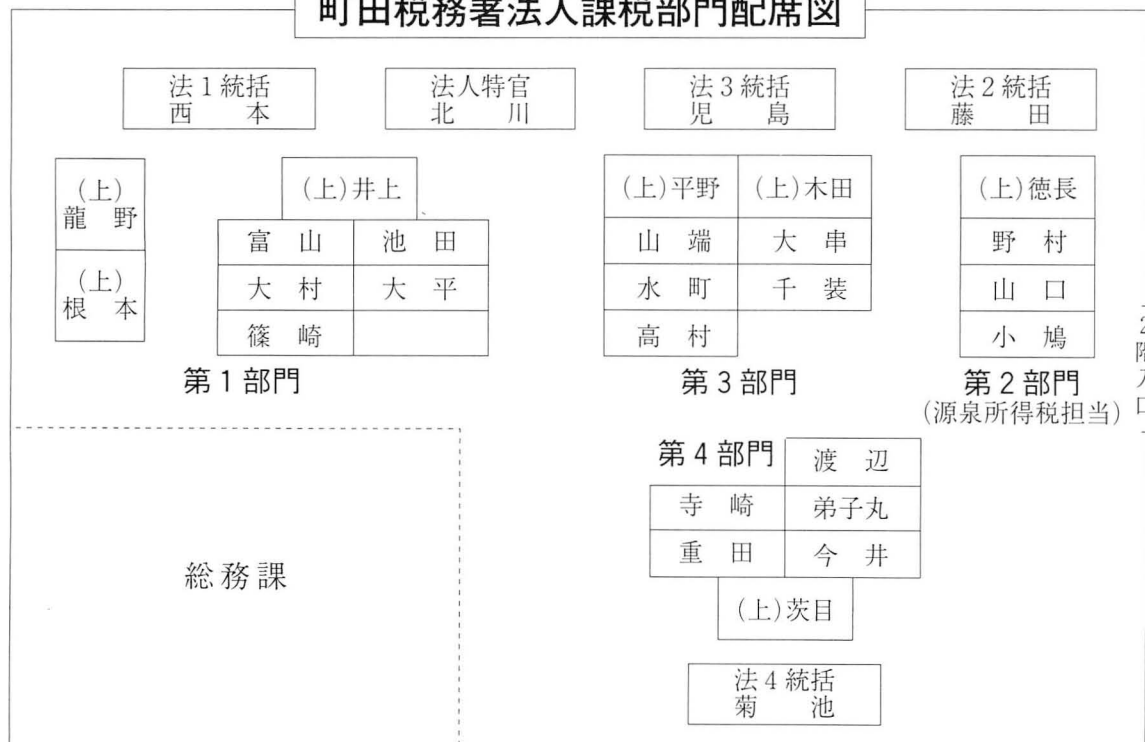


法人課税第4統括官
菊 池 秀 樹



指導担当 席調査官
根 本 宏 一

町田税務署法人課税部門配席図



2階入口

バス研修で1泊旅行

鶴川第一地区会 地区会長 石川 洋一郎

7月1日2日の両日、鶴川3地区会合同のバス研修会を開催いたしました。参加人員は27名で各地区会長と根本上席指導官様が講師としておいいただきました。午前9時出発してまもなくビデオによる研修を行ない活発な質問、座談を重ね、有意義な研修会となりました。山梨美術館、昇仙峡をまわり一泊し、和菓子の桔梗屋とワイン工場の見学をしまして河口湖畔のハーブ館をみてまわり帰路につきました。帰りのバス内で、第2回の研修を行ない、なごやかな雰囲気のうちは無事おわることが出来ました。参加された皆さんから、又是非このような企画をお願いしますとの声を多数いただきまして、役員一同、満足



深緑の甲斐路を行く 鶴川地区合同研修

いたしました。

根本指導官様には大変御多用のところを御参加して御指導をたまわり、まことにありがとうございました。

よろこばれる事業を

中町地区会 地区会長 栢 沼 貞 雄

暑さ厳しい7月12日、地区役員会を開催しました。夕方の雷雨で出足が心配されましたが、出席予定者が全員集って下さいました。署からは根本上席指導官、大同生命から藤村所長と担当者の2名に臨席を賜りました。

定刻少し過ぎ開会し、最近の法人会の活動を説明しながら上半期の集金、加入勸奨カードの回収、大型保障制度及び特定退職金共済制度推進運動中の加入、青年部会・婦人部会公開講演会及び合同役員サマーセミナーへの参加等を特にご協力方お願いしました。

尚、引続き木口組織委員長さん、大同生命

さんより補足説明をたまわり、最後に根本上席指導官より役員のご苦勞に対する労いと事務行政に対する協力への感謝の言葉をいただき、懇親会に移りました。

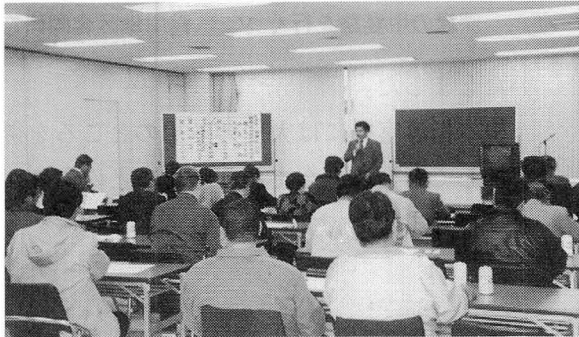
和気藹々の中に話はずみ、或いは景気の話、或いは税金の話等、時間も忘れて談笑する熱心な姿を見て、有意義な会合であったと感じると同時に、出席の役員さんに対して深く感謝する次第です。役員の皆様の熱心な姿を見て、何か又為になる研修会を計画するように、研修委員の佐々木（協立電工(株)）さんと相談しようと考えています。



春の伊豆でいちご狩り
南地区合同研修

成瀬、小川・つくし野、鶴間地区会合同

日時 3月18日 内容 バス研修といちご狩り
場所 富士見ランド・韭山 参加 78名



相原小山地区合同の「知って得する」税務研修

相原、小川地区合同

日時 3月23日
場所 八千代銀行 相原支店
内容 ビデオ研修
「知って得する税知識」
参加 33名

都税事務所からのお知らせ

法人住民税均等割の税率

法人住民税の均等割の税率が次のとおり改正されました。

(1) 道府県民税

| 法人等の資本等の金額の区分 | 標準税率(年額) | |
|------------------|----------|------|
| | 改正後 | 旧 |
| 50億円を超えるもの | 80万円 | 75万円 |
| 10億円を超え50億円以下のもの | 54万円 | 50万円 |
| 1億円を超え10億円以下のもの | 13万円 | 10万円 |
| 1千万円を超え1億円以下のもの | 5万円 | 3万円 |
| 1千万円以下のもの | 2万円 | 1万円 |

(平成6年4月1日以後に終了する事業年度から適用)

(2) 市長村民税

| 法人等の資本等の金額の区分 | 市長村内の従業者数 | 標準税率(年額) | |
|------------------|-----------|----------|-------|
| | | 改正後 | 旧 |
| 50億円を超えるもの | 50人超 | 300万円 | 300万円 |
| | 50人以下 | 41万円 | 40万円 |
| 10億円を超え50億円以下のもの | 50人超 | 175万円 | 175万円 |
| | 50人以下 | 41万円 | 40万円 |
| 1億円を超え10億円以下のもの | 50人超 | 40万円 | 40万円 |
| | 50人以下 | 16万円 | 15万円 |
| 1千万円を超え1億円以下のもの | 50人超 | 15万円 | 15万円 |
| | 50人以下 | 13万円 | 12万円 |
| 1千万円以下のもの | 50人超 | 12万円 | 12万円 |
| | 50人以下 | 5万円 | 4万円 |

関心の高かった「特別減税」

平成6年度の税制改正では、その課題として、景気回復への手立て、あるいはきめ細かな生活者重視の社会の実現などいくつかの柱が掲げられました。

なかでも“目玉”は、景気対策のために打ち出された史上最大規模のものといわれる「特別減税」でした。

サラリーマンの所得税については、6年1月～6月に源泉徴収された税額から、その20%（最高100万円）に相当する額を還付するという事務が目前に迫っている時、部会では、早速、研修会を計画、実施しました。

日時 平成6年5月16日(月)午後1時30分
場所 八千代銀行町田支店5階会議室

源泉部会部会長 朝見茂久

テーマ 給与所得者の特別減税実施方法

講師 町田税務署法人課税部門

藤田統括館 徳長 席 調査官

根本 席 指導官 大村 事務官

参加人員は86人という盛況で、参加者全員に「特別減税と源泉徴収」(120ページ)ほかの資料が配られました。

源泉部会からのお知らせ

源泉部会へは、法人会員であれば、どなたでも入会できます。ご希望の方は、事務局へご一報ください。

婦人部会第13回総会を無事に終了

平成6年6月2日、総会を開催致しました。13年大過なく過すことが出来ましたのも、署長さまをはじめ署の幹部の方々の御指導と親会の皆様様の御理解のたまものと深く感謝申し上げます。今年度の総会では幹事さんがそれぞれの役に参加してくださいました。

本年度の目標といたしましては石井会長の目標となさっていらっしゃいます地区の活性化に努力してゆきたいと思っています。

年中行事を地区の幹事と役員が協力していただき立案、計画、実行までをお願いするこ

婦人部会部会長 堤 敏子

とにいたしました。皆様の御協力をお願いいたしますと共に、健康に留意され、よき経営者として御活躍下さいます様お祈り申し上げます。

紙面の都合で意をつくし得ませんが、御来賓の皆様様の御健勝をお祈り申し上げますと共に、今後の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして御挨拶といたします。

また当日は、総会記念講演会として以下にご紹介いたします、宇井美智子先生の「儲かる商売・儲かる発想」を開催いたしました。

記念講演 「ときめいて生きる」—儲かる商売・儲かる発想—

講師 動作心理学 宇井 美智子氏

<動作心理学 (行動心理学) とは> 人の動作…たとえば挙手の仕方、椅子に座った時の足の組み方によってその人の性格・味覚・色彩感覚など一般の人の心が分析出来ることだそうです。お客さまの心をとらえるために大切な知識のようです。

<笑顔が大切> 「笑いと儲けは一緒やで」とは経営の神様、松下幸之助氏が言った言葉だそうです。笑顔は、相手が敵意をいだかない、信頼する、好意を持つ、目がものを言う「無愛想な店員がいたら頭からフロシキをかぶせておいたほうがましです」と言われるのには、爆笑の内にも納得と思いました。

一方、笑いは脳内物質のドーパミン (快) というホルモンを引き出し、物理的反応としてよい発想が湧き、良い仕事出来る源となるのだそうです。

<明日に向かって> 「乳頭を前に出すようにして、お腹を引っ込めるようにして歩きま

しょう」とのアドバイスがありました。忘れがちですがふと思い出して実際に歩いてみますと不思議です。足がススッと前に出ます。軽やかな? 足運びに気持ち明るくなります。ブスとした顔では歩けません。

先の見えない経済状況ですが、乗り越えるのにはこれかと悦に入っております。皆様も、実行してみてはいかがでしょう。楽しく、笑いながら聞いて、実りの多い講演会でした。

(婦人部会 幹事 佐瀬さち子)



ときめいて……宇井先生



講師を囲んで
華麗なる集い

部会だより

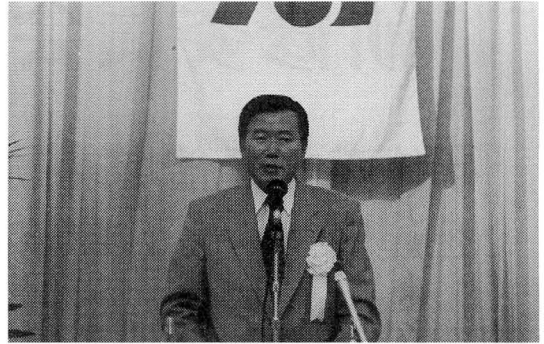
青年部会

行政は最大のサービス産業 — 岩國哲人氏 講演会に700名が参加

青年部会幹事 中丸 朗彦

高校球児の熱戦が連日のように報道されているこの夏、出雲市長 岩國哲人氏の講演も亡き父親との最後の写真となった想いで甲子園での話から始まりました。

会場は関係者の心配を吹き飛ばすような来場者を数え、準備していた700席も開演を待たずに満席となり、増席をするほどの盛況ぶりでした。



▲壇上に熱誠みなぎる
真剣に、700余の聴衆▶



ロンドン、パリ、ニューヨーク世界の主要都市の第一線で活躍されていた講師の話は、勿論「さすがー。」と関係者をうならせるほどの内容、そして心に残るものでした。毎週15時間をかけて日本とニューヨークを飛び機内で覚えた98曲のカラオケを「これが本当の国際歌(化)」なんて笑いを取ったかと思うと、湾岸戦争で渋々出した日本の90億ドルは「火事の消えた後に駆けつけた消防車」財布のヒモは重いが心は軽い「みつぐ君国家」と辛口な国政批判、これも言いばなしでなく自分のビジョンをしっかりと語った姿勢に会場から多くの賛同の拍手が生まれました。

また、出雲10kmマラソンで盲人ランナーの伴走を2kmづつ引き受けた5人の市職員の話では「人の為に何かを行う勇気ができました。大人になったら、僕もこまっている人を助けようと思います。」という市長へ宛てた小学生の手紙の朗読に涙する主婦も見受けられる

ほどでした。

市役所とは「市民の役にたつ所」と民間企業を越えたサービスを提唱する岩國市長は、デパートでの出張休日窓口の開設を始め、多くの市民サービスを「金がなければ、知恵を出す、知恵がなければ早さで勝負」をモットーに行っているそうです。そして昨年、出雲市はキンビールをはじめとする「日本で一番優れた企業」7社に行政からただ一都市選ばれるとともに、日本で一番住み易い都市の第1位(ちなみに町田市は500位)に輝き、出雲市の行っている市民サービスは、市長のみならず職員、市民の一体となった財政を含めた相互理解の上に成り立ち多くの賛同を受けていることを証明しました。

最後に岩國哲人氏に市政のみならずもっと大きな舞台で活躍してもらいたいと言う感想をつけ加え今回の事業報告とさせていただきます。

研修委員会よりお知らせ

「研修参加者倍増運動」通算(目標)表彰基準を達成！——平成5年度参加者は5,684名に

研修委員会委員長 杉浦信男

全法連が提唱して実施された3ヶ年に亘る「研修参加者倍増運動」の運動期間が終了した。この運動は法人会活動の水準を高め活性化を図る観点から全法人会を対象に展開されたものであります。

具体的には平成2年度の研修参加者数をベースに3年度から5年度の3ヶ年に亘り、各年度25%増加せしめ(単年度目標基準)最終年次100%アップ即ち倍増(通算目標基準)を意図する画期的な運動でありました。

計数は省きますが、地区会・部会事業の積極的推進、公開事業の拡大、研修事業のチャ

ネル増加、説明会の強化など法人会の本質的機能を存分に発揮し通算目標基準を達成することが出来たのであります。

永きに亘る運動でありましたが、側面よりご支援ご指導を賜りました税務署ご当局、文字通り目標必達に尽力願った役員各位そして堅実にサポート頂いた事務局に感謝いたします。この運動は一応の終了をみたわけではありますが、高い水準に達した研修活動をさらに会員のニーズ・時代の流れに即した柔軟な発想で一層の伸展を図ろうではありませんか。

イベント「ジャンパー」が出来ました

研修参加者倍増運動の推進には大変ご尽力をいただきました。別稿でお知らせした通り単年度目標基準ならびに通算目標基準をクリアすることが出来ました。皆様方の熱意が栄えある表彰というかたちで結実することに慶びを禁じ得ないのであります。

この運動の成果を記念し副賞の顕彰金をもって法人会のイベント用「ジャンパー」を作成致しました。先の青年部会・婦人部会による岩國哲人先生の公開講演会でスタッフが着用しお気付きの方もおられると思われませんが、白色で胸に黒字で社団法人町田法人会、背中にC Iマークを囲んで黒字でローマ字で町田法人会と印刷されたなかなかスマートなものです。



法人会活動にご活用いただき内に連帯感を、外にPRに大いに役立てていただきたいものです。

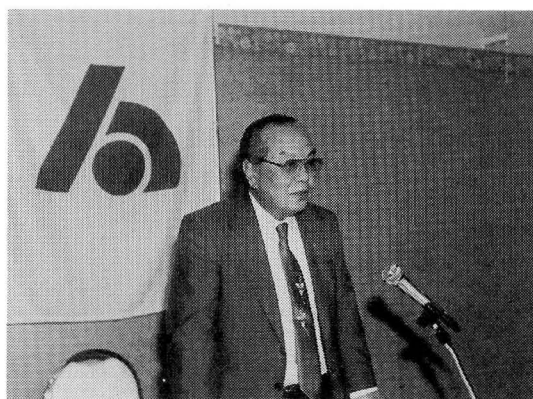
厚生委員会よりお知らせ

法人会共済制度にご協力を

最近の景気の動向によって一番感ずる所は、福利厚生費が極端に削除されていると言うこととあります。ひと頃の豪華マンションを用意して新人獲得に走り回った企業が多く見られたのが嘘の様であります。ある一流企業では3年間マンション（社員用の社宅）は不要との事とあります。なぜ新規採用しているのに不要なのか訊ねると、「現在社有のマンションとか賃借している物件の見直しで充分まかなえる」との担当者の返事でありました。当然景気が悪くなってくれば厚生費とか接待費の削減は当然なのかもしれませんが、不動産の賃貸事業を営んでいる関係者には大変な影響が出ております。ひと頃の相場の1～2割のダウンは当たり前となってきており、中には礼金なしの物件も見受けられるようになってきています。かと言って急に景気が回復して賃貸市場の価格が上がってくるとは考えにくいと思われます。やはり、これからの不動産賃貸業にて経営を行っていく為には長期的なビジョンをもって事に当たってゆく必要があるかと思ひます。

さて、景気厳しき折り誠に恐縮でございますが、法人会が行っております共済制度は会員企業の経営安定、経営者及び従業員の福利厚生の充実強化に貢献していることはもとより、副次的に会の財政基盤の確立に寄与するという面からも極めて重要な制度となっております。特に「経営者大型総合保障制度」は幅広い保障内容と割安な掛金で円滑な事業承

厚生委員会委員長 加藤 史朗



〔写真説明〕

6月3日、大型保障及び特退共推進会議を開き、加入推進運動の実施について協議。東京法人会連合会からも、副会長・厚生委員長の熊本照司氏が駆けつけて当会役員を激励した。

繼に、又「特定退職金共済制度」は優秀な従業員の確保に大変役立っていると自負いたしております。このため東京法人会連合会では、両制度の加入推進キャンペーン（期間：平成6年4月より平成8年3月迄）を実施しております。当会といたしても趣旨に則り加入推進キャンペーンを実施し両制度の普及推進に努めて参りたく存じます。つきましては未加入の会員企業の方の何分のご理解とご協力を賜ります様お願い申し上げます。

なお、加入推進キャンペーンにあたり制度受託会社の推進担当者を参上させますので、いつでもお気軽に事務局までお尋ね頂ければ幸いです。

広報委員会よりお知らせ

「会報作成基礎講座」を聴講して

広報委員 旭町地区会 酒 巻

たかし
徹

7月5日(火)午後、飯田橋グランド・パレスで東法連主催の研修会があった。

小川委員長・太刀川委員(鶴川第一)・事務局2人と小生の5人が参加。

くわしくは、いずれ会報全国誌に載ると思われるので、印象に残ったことを二、三書かせていただく。

講義は二つ。まず文藝春秋編集長中井勝氏の「文藝春秋のできるまで」。一流雑誌の企画・編集の苦労話と思いきや、「春秋」が菊池寛時代の文芸誌から戦後は池島信平の考えで総合誌に変えた歴史、ノンフィクション発想で時代に密着したテーマを取り上げ、実体験尊重と批評の精神を堅持したことが発展の原動力であったことが語られた。

「春秋」ともなると誰に何を書かせるかが問題であって自分で書くわけではないんですよ、但し時代感覚の鋭さが生命です、と、これは小川委員長から教えられた。

中井氏の講義の横糸は、仕事から作家達の寸評で、面白く聞かせてもらった。

一つだけ参考までに……

「水上勉は井上ひさしとの対談のなかで、『松本清張の小説には波の音が聞こえる』と言っている」とのこと。達人というものは、同業達人の心底までを読み取るらしい。

事実、清張は海辺の蒲鉾屋の二階に住んでいたことがある、との解説もついた。

講座のメインは田島ルーフィング(株)総務課長安藤浩氏の「社内報の作り方と企画のたてかた」。26年間続けておられ最近隔月刊の由。第252号が資料として全員に配られたが35ページの壮観。社内報名は「和」。写真はもとよりイラスト・グラフ・図解・漫画などを駆使し、レイアウトも専門家の域にある。

宣伝臭や押し付け・説教が殆どない。同人誌のようだ。それでいて「会社」がある。編集上配慮すべき事項がいろいろ語られたが私

なりにその成功の要因をまとめれば、第一はトップ層の積極的理解、第二は全員参加の組織運営、第三に編集スタッフに人を得たことか、と思う。

社内報の話ではあったが、経営なり、市民組織なりに通ずる運営原則を再確認する機会でもあった。



いい会報を作ります

広報委員

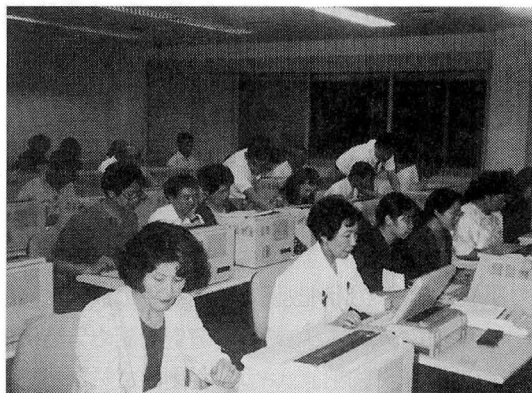
第2回ワープロ教室が終了

参加者43名に修了証書

昨年好評を頂きましたワープロ教室をより充実した内容にして、去る6月1日から全5回開催しました。最終日の6月29日には、43名の方々に修了証書と記念品が手渡されました。

設備の提供には、(学)田後学園・町田経理専門学校のご協力を頂きました。

平成6年度第2回ワープロ教室で全課程を終了された方々は、次のとおりです。(敬称略)



わき目もふらず、見事マスターしました

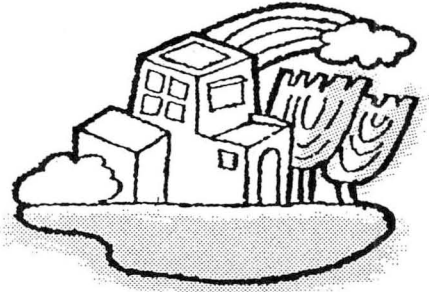
| 事業所名 | 氏名 |
|----------------|---------|
| 有限会社 宮崎建装 | 宮崎 節子 |
| 有限会社 協同建設 | 大河原 美智子 |
| 有限会社 鈴木造花店 | 鈴木 賢一 |
| 有限会社 東屋 | 香川 朋子 |
| 有限会社 煎茶屋 | 村松 由起子 |
| 有限会社岡三住宅リクレーン | 岡田 豊志 |
| 朝日新聞町田販売株式会社 | 加藤 明 |
| アマノ工業株式会社 | 天野 祐一 |
| アマノ工業株式会社 | 天野 智子 |
| 有限会社東京リノベーション | 加藤 孝 |
| 有限会社ヘルシーハウス発送所 | 野本 喜美枝 |
| 有限会社進悦設備 | 山口 美由紀 |
| 美建企画株式会社 | 古賀 秀人 |
| 美建企画株式会社 | 木本 邦雄 |
| 株式会社 忠臣電設 | 花岡 邦江 |
| 株式会社 昌友建設 | 木谷 昌木 |
| 星崎設備工業株式会社 | 長谷川 由理 |
| 株式会社 三凌商事 | 藤村 亜以子 |
| 株式会社 三凌商事 | 神山 久美江 |
| 株式会社 三凌商事 | 中谷 恵 |
| 株式会社 三凌商事 | 菅原 せい子 |
| 株式会社 セイケン | 曾木 一成 |

| 事業所名 | 氏名 |
|----------------|--------|
| 有限会社 矢部商店 | 矢部 幸孝 |
| 有限会社 矢部商店 | 矢部 恵美子 |
| 株式会社 ヒロタ | 関 広彰 |
| 相武開発株式会社 | 坂田 道子 |
| 有限会社岡村インテリア | 岡村 正一 |
| 株式会社 高木商店 | 高木 陽子 |
| 有限会社 小澤工業所 | 中川 知英子 |
| 有限会社 小澤工業所 | 山下 京子 |
| C・H・C・システム株式会社 | 小泉 多佳子 |
| 新興建設株式会社 | 岩元 千恵 |
| 有限会社 アンデルセン | 小島 恭寿 |
| 有限会社 ハンクス | 佐藤 篤 |
| 有限会社 クレッシュェンド | 小林 文彦 |
| 株式会社 町田ベイビ | 相馬 三千代 |
| 日榮プランニング株式会社 | 田代 嘉津美 |
| (医・社) 芙蓉会 芙蓉病院 | 斉藤 憲男 |
| (医・社) 芙蓉会 芙蓉病院 | 四ヶ所 大 |
| 有限会社 佐藤工業所 | 佐藤 優子 |
| 有限会社ベッカライ麦畑 | 草薙 恵司郎 |
| 有限会社 葵設計事務所 | 佐保田 登 |
| 新日本電工株式会社 | 青山 薫 |

インフォメーション「次の講習会が始まります」

中級実務簿記講習会 9月22日より全10回 於：町田商工会議所2階会議室 会費5,000円
 パソコン教室 10月19日より全5回 於：(学)田後学園・町田経理専門学校 会費15,000円

平成6年度税制改正



「相続税の特例物納」 創設される

延納から物納への変更 条件付きで可能に

平成6年度の税制改正で、相続税の延納税額の納付方法について、物納への変更を認める特例措置（以下「特例物納」という）が創設されました。

法人会では、会員諸氏にとっても係わりあいが深いと思われる特例物納について解説を交えながらお知らせします。

この特例物納の規定は、異常な地価高騰などで相続税の延納を選択したものの、バブル崩壊によ

る地価の急落、土地取引の減少などで、土地を売却しようとしても売却できず、延納相続税の納付が困難となっている人たちのために、これまで認められていなかった相続財産による物納への切替えの途を一定期間に限って開くもので、社会問題化している相続税の納付問題について解決をはかろうとするのが狙いです。

1 物納切替えの背景

相続税の申告と納税は、原則として相続開始から10カ月以内に行うことになっています。納税は、この期間内に金銭により行うのが原則ですが、相続税の特殊性（高額な税金が不意に課税される）から、延納制度や物納制度が設けられています。

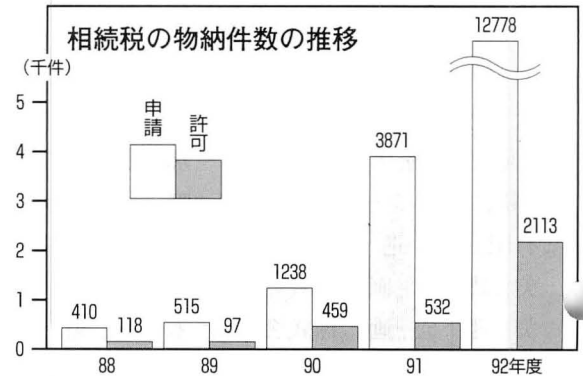
物納は、延納を利用しても金銭納付が困難である場合の例外措置として、相続税の納期限内に納税者が物納申請を行い、税務署長の許可を要件として認められる制度です。

ちなみに、物納の申請件数は、バブル経済による地価高騰のあおりを受けて、1988年度の410件から1992年度には12,778件と、30倍以上に増加しています。

これまで、物納から延納への変更は認められていましたが、その反対に延納から物納への切替えは認められていませんでした。

しかし、前述のとおり、近年、地価高騰期に相続税の延納を選択したものの、その後のバブル崩壊による地価急落、土地取引の低迷等で、相続した土地を売却しようとしても売却できず、延納税額を金銭で納付することが困難になっている人たちが急増、こうした相続人を救済するために、今回、特例措置として延納から物納への切替えが認められることに

なったものです。



2 特例物納の要件等

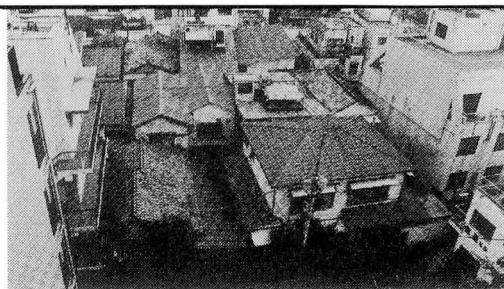
(1) 特例物納の要件

特例物納の許可要件としては、以下の4点のすべてを満たす必要があります。

- ①特例物納の許可が受けられる人は、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続または遺贈により財産を取得した個人で、延納の許可を受けている者であること。
- ②特例物納の許可が受けられる税額は、当初の延納税額から平成6年3月31日までにその納期限が到来している分納税額を控除した残額のうち、延納によっても金銭で納付することを困難

とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額に限られること。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{特例物納の許可が}} \\ \boxed{\text{受けられる税額}} \end{array} = \left\{ \begin{array}{l} \boxed{\text{当初の延}} \\ \boxed{\text{納税額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{平成6年3月31日までに分}} \\ \boxed{\text{納期限が到来している税額}} \end{array} \right\} \\ - \begin{array}{l} \boxed{\text{延納により納付可能な金額}} \end{array}$$



③特例物納の許可を受けられる財産は、相続税の課税価格の計算の基礎となった財産のうち、日本国内に所在する土地で、かつ、管理または処分するのに適当な土地に限られること。

④特例物納の申請書の受付は、平成6年4月1日から同年9月30日までの半年間。申請書には、土地登記簿謄本等を添付して提出すること（その他下記3(2)参照）。なお、申請書は、期限内に1回しか提出できない。

(2)特例物納の収納価額

特例物納の土地の収納価額は、課税価格の計算の基礎となったその土地の課税時の価額です。ただし、課税時と申請時でその土地の利用状況に変化があった場合には、収納時の現況により土地の収納価額を定めることとなっています。

利用状況の変化には、地目の変更、借地権の設定、自己の居住用土地の物納等があります。

3 特例物納の申請手続等

(1)申請書の記載事項

特例物納の許可を受けようとする場合、「相続税特例物納申請書」に以下の必要事項を記載の上、延納税額の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

- ①特例物納対象税額
- ②金銭で納付することを困難とする金額および困難とする事由
- ③特例物納の許可を受けようとする税額
- ④特例物納の許可を受けようとする土地および課税価格の計算の基礎となったその土地の価額
- ⑤特例物納の許可を受けようとする土地が相続税特例物納申請書の提出時までその状況に著しい変化が生じた場合にはその変化の状況
- ⑥その他必要な事項

(2)添付書類

相続税特例物納申請書の提出時には、次の書類を

添付する必要があります。

- ①土地登記簿謄本
 - ②特例物納に充てる土地の所在地を示すもの（住宅地図等）
 - ③登記所備付けの土地図面の写し
- (注)前記以外に、土地測量図等の関係書類の提出が必要。

(3)その他

土地登記簿謄本の請求費用や土地の測量図等の作成費用等は、申請者の負担となります。また、土地については、税務署および財務局等で現地調査を実施するため、その際、申請者の立会いが必要となります。

4 特例物納の許可、却下等の場合

(1)特例物納の許可を受けた場合

- ①特例物納の許可を受けた税額は、特例物納の許可を受けた土地について、所有権移転登記により第三者に対抗することができる要件を充足した時に納付があったものと見なされる。
- ②特例物納が許可されると、相続税特例物納申請書の提出日の翌日以降の利子税は、納付する必要がないこととされている。なお、相続税特例物納申請書の提出日以前の利子税の未納分は、税務署から送付される納付書により金融機関等で納付しなければならない。

(2)特例物納の却下、取下げ等の場合

- ①特例物納の申請が却下されたり、取下げた場合、却下等の処分が行われるまでの間に当初の延納税額にかかる分納期限が到来しているときのその分納税額の納期限は、却下等の処分が行われた日の翌日から1カ月を経過する日まで延長される。この延長された分納期限までに、当該分納税額の納付がないときは、延長された分納期限の翌日からその税額を完納する日までの延滞税を納付しなければならない。

短歌 俳句欄

短歌

(株)飯田機械産業 飯田 重利

休耕の長き田ん圃の荒れをりて

伸びし茅花の穂綿吹かるる

代かきて水張る田ん圃風波の

遠山影を押して寄せ来る

町田レジン工業(株) 中丸 祐昌

群がりて蟻がもの曳くさま愛し

木漏日の輪を未だ出でざる

(株)久美堂 井之上久子

「クラス会」生きてゐてこそ交流の

二十八回目の幸ありがたし

終宴に「星影のワルツ」唄ふなり

老いし友らと輪を作りつつ

(株)八木商店 八木きよ子

孫たちと遊びし花火もえがらの

火葉の臭いかすかにたちぬ

汗と泥洗ひし日々を思ひつつ

高校野球の地区予選みる

(有)カサキ印刷 (故)笠井 康代

戦前よりのあの事この事淡々と

過ぎ来し年月夢のごとしも

わが生きの幾山坂のどのあたり

照らす月かと仰ぎみる月

俳句

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武

金魚花火水のゑくぼに影おとし

ペンダント胸にゆらして神輿の娘

(株)三興 渋谷 清

滴りのほかは過ぎゆく風の音

新たななるもの見ゆ虹の消えてより

(株)宝永堂 三橋 國民

49年前重傷のままニューギニア脱出

潮騒に耳かたむけつつ帰り来し

庭前の潮音堂(慰霊の祠)にて

堂前の夏陽ほむらし僚友還らず

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

細流や水に浴して花菖蒲

夕立や止んで浄まる街並木

町田レジン工業(株) 中丸 祐昌

子蠅螂斧上げ風の去る静寂

野仏の肩に蠅螂羅漢佛 (株)岩澤商会 岩澤 正義

麦飯の麦太太と盛られけり

遠花火音のみ愛し熱帯夜

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

てのひらに落ちし青柿歌いだす

跳び箱をとべぬしんがり犬ふぐり

(株)昌電舎 佐瀬さち子

燕の巢三つもありて商なえり

さけて刈る螢ぶくろに灯がともる

(有)加藤電気 加藤美恵子

ひざまでの葱の背丈や梅雨深し

朝露になほ増す青さへば胡瓜

丸昭シルク(株) 堀内 判子

隣の窓近きすだれに灯を消しぬ

さつき咲き湖畔を老いし馬はしる

(有)今井事務所 今井 順子

山道のゆるやかとなり蟬しぐれ

露天風呂一葉うかぶ青嵐

(株)堤ビル 堤 敏子

蓮華田の小径久しき遠会釈

合掌の夏瘦せすこし薬師佛

「経営者大型総合保障制度」および 「特定退職金共済制度」の加入推進運動始まる

法人会で開発した福利厚生制度のうち、経営者大型総合保障制度と特定退職金共済制度、この二つの制度について、特にとり上げて強力に加入推進運動を実施することが、東京法人会連合会で話し合われました。

法人会共済制度には、いろいろなものがあり、会報やニュース等でお知らせしています。

法人会では、これらの制度の良さを会員の方にわかっていただき、企業の繁栄のため、経営の安定のため、従業員の福利厚生のため、お役にたてればとねがっております。

経営者大型総合保障制度

この制度は、経営者や従業員の事故・病気による死亡・高度障害・入院・通院等、全ての身体的リスクを保障します。企業が受け取った保障金は、死亡退職金、弔慰金等の支出に充てられる他、事業を継続していくための様々な資金として利用できます。

取扱会社 大同生命保険相互会社
A I U 保険会社

特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備する制度で、財団法人東法連特定退職金共済会の組織を通じて、大企業なみの退職金制度が確

立でき、求人对策、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。

取扱会社 大同生命保険相互会社

紹介状

これらの制度は、法人会がつくったもので、法人会の事業を保険会社に委託して、仕事を代行してもらっているわけで、そこで今回、これらの業務に従事する保険会社の担当者に、(社)町田法人会会長石井儀一からの紹介状を発行してあります。地区会長におねがいで、地区会長名を併記・押印していただいている紹介状もあります。

担当者が訪問したときには、おそれいりませんが、少しでも話を聞いてあげてください。どうぞよろしく願いいたします。

(追記)

法人会の福利厚生制度には、ほかに、経営保全プラン(A I U)、年金共済制度(大同生命および安田、三井、三菱の各信託会社)、がん保険・介護保険(アメリカンファミリー)などの保険制度があります。ご利用くださるよう、事務局又は関係会社へのお問い合わせをお待ちいたしております。



法人会のシンボルマークです。
カラーはマリンブルー。

社 団 法 人 町田法人会会報 第48号

発 行 年 月 日 平成6年8月20日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

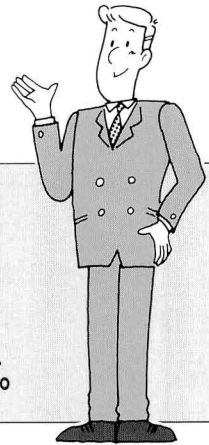
発行人 社団法人 町田法人会会長 石井儀一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

保障内容が一段とパワーアップ!!

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン ライブ



法人会の経営者大型総合保障制度「企業保障プラン」に
新しいタイプの保険 ライブ(重大疾病保障定期保険)がプラスされ、
さらに、充実した内容に生まれ変わりました。
すでにご契約中の企業保障プランにもライブを追加することができます。

《企業保障プランのすぐれた特長》

- 85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- 入・通院、手術から付添看護まで幅広い保障。
- 法人が負担した保険料は、
一定の範囲で損金に算入できます。
- 海外での事故・病気も保障。
(海外アシスタンスサービス制度あり)
- 重責にふさわしい最高4億円を超える大型保障。
- 国内・海外での救援者費用も保障。
- 退職金、功労金などの財源として利用できます。
- 女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

《ライブのすぐれた特長》



1. **がん・急性心筋梗塞・
脳卒中**にかかった場合に**生存中**に

保険金をお受け取りになれます。

2. **死亡・高度障害**状態と

なられた場合にも保険金をお受け取りになれます。

※上記1、2は重複しては
支払われません

引受会社

DAIDO 大同生命



A I U

八王子支社町田営業部/町田市中町1-1-6
(東京建物町田ビル8F) TEL0427-22-5756

八王子支店/八王子市東町7-3
TEL0426-44-3151